

杉戸町パブリックコメント制度実施要綱の運用と解釈

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関し基本的な事項を定め、政策形成過程において、住民の多様な意見及び情報を把握し、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

【運用・解釈】

この制度は、町の基本的な計画等の内容を単に提供するばかりでなく、案に対する多様な意見を町政に反映させることにより、政策形成過程における公正と透明性を確保するものである。

これまでもこの制度に類似した手法を用いて計画等の策定を進めた例はあるが、要綱を制定することにより、全庁的な共通ルールとして制度化するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、町の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を住民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体等(以下「住民等」という。)に公表し、計画等について提出された意見、情報及び専門的な知識を反映させる機会を確保する制度をいう。

2 この要綱において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【運用・解釈】

この制度は、計画等の最終決定の前に、これまで住民意見を取り入れながら策定等を進めてきたものに対して、再度意見を求めるものであり、計画等の案の策定段階では、これまでどおり可能な限り住民参加による手続きをとる必要がある。

「パブリックコメント」という名称については、この制度以外にも住民意見を聴取する手法はあるため、この制度については国等で用いている同様の名称を用いるものとする。

幅広い多様な意見を得るために、この制度により意見を提出できる住民等には、在住・在勤・在学の住民のほか、事業者その他民間団体も含める。

実施機関は、議決機関である議会を除く町の機関すべてを含み、水道事業管

理者及び消防長は町長の実施機関に含まれる。（情報公開条例の解釈と同様とする。）

（対象）

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるもの（以下「計画等」という。）とする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽易なもの若しくは別に法令等に定めがある場合等は除く。

- （1）町の基本的な施策に関する条例の制定又は改廃
- （2）町の基本的な施策に関する計画の策定又は改定
- （3）住民の公共の用に供される施設の建設や改築にかかる計画の策定又は改定
- （4）その他町長が特に必要と認めたもの

【運用・解釈】

町の基本的な施策に関する条例の制定、改廃とは、情報公開条例、行政手続条例など町政全般についての基本理念や基本方針等を定めるものをいい、住民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例を含む。課設置条例、職員の給与に関する条例など、行政内部のみに適用される条例は含まない。

町の基本的な施策に関する計画の策定、改定とは、広く一般に適用され、住民の権利義務、住民生活に影響を与えることを内容とした基本構想、5か年計画、各種計画、プランなど、町の政策の基本的な方向性や、方針などを定めた計画をいい、事実認識や現状分析のみを記載したものは該当しない。

計画等の改定や条例の一部改正についても原則として対象となるが、大幅な変更や基本的事項の変更が伴わないものについては対象としない。

住民の公共の用に供される施設の建設や改築にかかる計画の策定又は改定については、その基本計画の策定又は改定時点で対象とし、実施設計時においては対象としない。

迅速性又は緊急性を要するものとは、本手続きにかかる所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で手続きを経る暇がないものをいう。

軽易なものとは、大幅な改正や基本的な事項の改定を伴わないものや、上位法令等の規定により、裁量の余地がなく一定の基準により実施されるものをいう。

法令等の定めがある場合とは、都市計画法の規定などにより、公聴会の開催、縦覧、意見書の提出が定められているものをいう。

具体的な計画等が、この制度の対象であるかどうかは、計画等の実施担当課がこの要綱の趣旨に基づき判断し、また、その判断の説明責任を負う。

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 計画等の案を作成した趣旨・目的及び背景

(2) 計画等の案の概要

(3) 計画等の案に関連する資料

イ 根拠法令

ロ 計画等の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ハ 計画等の実施により生ずると予想される影響の程度及び範囲等

ニ 計画等の案を立案するに際して整理した論点等

ホ その他必要な資料

【運用・解釈】

最終的な意思決定を行う前とは、条例案及び議会の議決を要するものについては議会提案前をいい、計画等の策定及び改定で審議会等の答申があるものについては審議会等の答申の前とする。審議会等への諮問等がない場合は、政策会議等で最終決定する前をいう。また、実施担当課において意見提出期間を考慮し、適切な時期に公表するものとする。(別紙事務の流れ参照)

計画等の案を公表するにあたっては、住民等がその内容について十分理解し適切な意見を提出できるよう、出来るだけわかりやすくするとともに、関係資料を併せて公表するものとする。

(公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料を、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関の担当課・室・局及び公民館等における閲覧又は配布

(2) 町のホームページ及び広報紙への掲載

2 実施機関は、前項に定めるもののほか必要に応じて、住民等へ計画等の案が周知されるよう努めるものとする。

【運用・解釈】

計画等の案の公表は、町政に関心を持っている住民等が閲覧又は入手できるよう、実施担当課窓口、公民館等（閲覧等の場所については、実施担当課において計画等の内容により、その都度適切な場所を考慮する。）へ備え付けるとともに、ホームページ、広報紙により積極的に公表するものとする。また、その他実施担当課において適切な周知方法を用いるものとする。

ただし、案及び関係資料が相当量に及び、すべてを配布することが効率性の面から不相当と考えられる場合は、概要版を作成し配布することとする。

広報紙等に掲載する場合においても、上記と同様の理由からすべてを添付する必要はないが、この場合は案及び関係資料の入手方法を明確にして周知することとする。

（意見等の募集期間）

第6条 実施機関は、住民等が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、原則として1月以上の意見の募集期間を定め、計画等の案の公表時に明示するものとする。

【運用・解釈】

意見等の提出期間は原則として1月とするが、実施担当課において住民等が意見を提出するための必要な期間を十分確保した上で、その計画等の重要度や意思決定を行うためのスケジュールを勘案し定めるものとする。

迅速性又は緊急性を要することにより、その期間の短縮をすることも考えられるが、期間短縮するものと、第3条の規定により適用除外とするものを明確にするものとする。

（意見等の提出方法）

第7条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、計画等の案の公表時に明示することとする。

2 実施機関は、意見の提出を求めるときは、意見を提出する者の住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明示させるものとする。

3 実施機関は意見提出者の氏名等を公表する場合は、計画等の案等を公表するときにあらかじめ明示しなければならない。

【運用・解釈】

意見の提出方法は、計画等の案の公表時に明示することとする。

意見の提出を求めるときは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として住所及び氏名等を明示させることとする。

(意見等の活用)

第8条 実施機関は、提出された住民等の意見等を考慮し意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の計画等、提出された意見及びこれに対する町の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第二項の規定による公表については、第5条の規定を準用する。

【運用・解釈】

この制度は、第1条にあるように案に対する多様な意見を反映させる手続きであるため、提出された意見を十分考慮して判断しなければならない。

提出された意見は、採用・不採用に関わらず意見に対する町の考え方や、提出された意見に基づいて案を修正した場合は、その内容及び理由を公表するものとする。公表の方法及び期間は第5条、第6条を準用し、公表の期間は原則として1月とする。

本制度は計画等の最終決定を行うために意見を聞くものであり、賛成・反対意見により施策そのものの実施の可否を判断するものではないため、少数意見であっても多数意見と同様に扱うものである。ただし、住民意見の中には、計画等の実施の可否についての意見が出されることは想定されるため、その意見も貴重な意見として聴取するものとするが、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はない。

類似した意見が多い場合などは、効率性の観点から類似する意見を集約するなどして公表することとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本手続きの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 14 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に最終的な意思決定を行う計画計画等について適用する。

(適用除外)

- 2 この告示の施行の際、現に策定に着手している計画等で、施行の日以後に早急に最終的な意思決定を行う必要があるものについては、適用しない。

【運用・解釈】

施行日において既にその策定に着手している計画等のうち、アンケート調査や住民懇談会を組織する等、本制度以外で住民意見を反映する手続きを踏んでいるもので、早急に（施行日以後概ね 6 月程度）に最終的な意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しないことができる。本制度の手続きが、案の策定から概ね 6 月程度かかると想定されることから、施行日に案が決定されていない計画等について本制度を適用した場合、計画等の年度内の決定が出来なくなることが考えられるため、適用除外の附則を定めたものである。

<事務の流れ> (参考例)

